

なかの



Vol. 231

(2ページに写真説明)

URL <http://www.nakanohoujinkai.or.jp>

掲 示 板 (3~5月行事予定表)



月	日	時 間	内 容	会 場	備 考
3月	3日(火)	13:00~17:00	※無料法律相談(先ずはTELして下さい。)	法人会館	
	4日(水)	10:30~12:00	厚生・共益公益事業委員会	法人会館	
	//	13:00~14:00	女性部会・役員会	法人会館	
	5日(木)	17:00~18:00	源泉研究部会・役員会	中野サンプラザ20F	
	6日(金)	11:00~12:30	広報委員会	法人会館	
	//	18:00~19:00	青年部会・役員会	法人会館	終了後：懇親会
	9・10・11日	9:30~11:00	生活習慣病健診	中野サンプラザ研修室7F	
	12日(木)	10:30~12:00	税制税務委員会	法人会館	
	13日(金)	10:30~12:00	総務・組織委員会	法人会館	
	15日(日)	8:30集合	中野ランニングフェスタ2020	四季の森公園	
	19日(木)	16:30~16:55	正副会長会	中野サンプラザ11F アネモルルーム	
	//	17:00~17:55	理事会	中野サンプラザ11F アネモルルーム	
	//	18:10~18:30	新入会員・特別研修会	中野サンプラザ11F	終了後：交流会
	25日(水)	13:30~15:30	決算法人説明会	西武信用金庫・本店8F	
26日(木)	13:30~16:00	新設法人説明会	法人会館		
4月	1日(水)	13:00~17:00	※無料法律相談(先ずはTELして下さい。)	法人会館	
	4・5日	9:30集合	第34回中野通り桜まつり	新井薬師公園	3日：セレモニー&搬入
	7日(火)	13:30~16:00	書き方説明会	法人会館	
	8日(水)	14:00~15:00	女性部会・328回研修会	法人会館	
	//	15:00~16:30	女性部会・第39回定時総会	法人会館	終了後：懇親会
	9日(木)	16:00~17:00	源泉研究部会・393回研修会	法人会館	
	//	17:00~17:30	源泉研究部会・第45回定時総会	法人会館	終了後：懇親会
	10日(金)	10:30~12:00	総務・組織委員会	法人会館	
	//	13:30~15:00	監査会	法人会館	
	//	16:30~17:30	青年部会・559回研修会	法人会館	
	//	17:30~18:00	青年部会・第40回定時総会	法人会館	終了後：懇親会
	15日(水)	13:30~15:30	決算法人説明会	法人会館	
	23日(木)	16:00~16:55	理事会	中野サンプラザ15F リネアールルーム	
	//	17:00~18:00	第21回春の講演会(健康セミナー)	中野サンプラザ15F リネアールルーム	終了後：懇親会
5月	1日(金)	13:00~17:00	※無料法律相談(先ずはTELして下さい。)	法人会館	
	12日(火)	14:45~14:55	正副会長・総務・事業合同役員会	中野 サンプラザ 13F スカイルーム	
	//	16:00~17:00	(第1部)第9回社員総会	中野 サンプラザ 13F スカイルーム	
	//	17:15~18:00	(第2部)感謝状贈呈式	中野 サンプラザ 13F スカイルーム	
	//	18:10~19:40	(第3部)懇親パーティー	中野 サンプラザ 13F コスモルーム	
	20日(水)	13:30~15:30	決算法人説明会	法人会館	
21日(木)	13:30~15:30	新設法人説明会	法人会館		

4月23日『第21回健康セミナー』は、同封の案内をご参照の上ご参加下さい。

3月号の目次 「新年賀詞交歓会が盛大に！」

2020 VOL.231

新年賀詞交歓会	3	知っとくと得情報(税の豆知識)(山岡先生)	8・9
支部だより&中野区だより(他団体・新年会)	3	税務署だより	10・11
(お知らせ) 無料法律相談	3	都税だより・中野区だより	12
署長講演会(大久保署長)『生前一樽の酒』	4	行動する法人会(税制改正提言)	13
年頭所感(宮島会長)	5	部会だより(女性部会)(源泉研究部会)(青年部会)	14
祝辞(大久保署長)& ANTENNA49(ランフェス2020)他	6	部会だより(青年部会：租税教室)	15
祝 辞(内藤所長)(酒井区長)	7	新年賀詞交歓会(大抽選会)	16

●表紙(写真説明)…第18回フォト・コンテスト入賞『桜咲く白煙と雲』(秩父鉄道 浦山口～影森) (南)ケイエステイ機材 中妻 尚氏

発行所(公社)中野法人会 〒165-0026 東京都中野区新井2-33-6 電話(3388)6896 FAX(3388)2550 e-mail houjin@onyx.dti.ne.jp
編集：広報委員会 印刷：友美堂 〒164-0013 東京都中野区弥生町6-5-7 電話(3381)1423 FAX(3381)1743



新年賀詞交歓会

（令和2年1月9日（木）於：中野サンプラザ）



開会の辞：矢島副会長



令和元年度納税功労者の皆様



謝辞：横山副会長



木村副会長



フォト・コンテスト入賞者



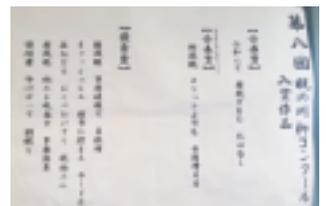
入賞作品（ロビー）



横山副会長



税の川柳コンクール入賞者



入賞作品（ロビー）



閉会の辞：宮治副会長



挨拶：宮島会長



会長と着物姿の皆様と



乾杯：中井副会長



司会：柴野氏



司会：滝口氏



中締：川村副会長

支部だより

&

中野区だより



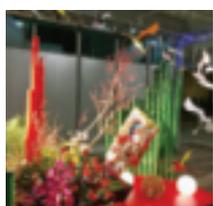
12月3日 第18回第9・10支部ゴルフコンペ（於：鎌ヶ谷カントリークラブ）



12月20日 初心者向け“スマートフォン・LINE”講座（於：専門学校東京テクニカルカレッジ）



1/15 青年会議所&1/16 中野区経済団体新年会（於：日本閣）



1/22 中野区商店街連合会新年会（於：中野サンプラザ）

中野法人会の

無料法律相談

お気軽にどうぞ!!

（まずはお電話を…）

実施日時：3/3(火)、4/1(水)、5/1(金)、6/1(月)、7/2(木)、8/3(月)

13:00~17:00（相談時間は、1案件:45分）

TEL：03-3388-6896 FAX：03-3388-2550（担当）佐藤・三國





☆ 講演会 ☆

「生前一樽の酒」 (適正申告を考える)

講師：中野税務署長 大久保嘉一様



講師の大久保署長

令和2年1月9日、中野サンプラザにおいて「講演会」が行なわれました。

講師に、中野税務署長 大久保嘉一様を招聘して「生前一樽の酒」と題して講演していただきました。

本題に入る前に、「バイオリニストの高嶋ちさ子さんの好きな3つの言葉」「森昌子さんが大事にしている言葉」について話されました。また、「国税局の管轄区域図」「機構」「組織図」「税務署の組織図」について話されました。

【Part 1】Ⅰ 適正申告を考える

脱税は、どういう犯罪なのか？

加害者は、当然脱税者であるが、被害者は？という事で「被害者=全ての国民」とであると話されました。

令和元年度予算の財政の現状（歳入と歳出）について話されました。

次に、我が国の財政は、歳出が歳入（税収）を上回る状況が続いている。その差は、借金である公債金（建設公債・特例公債）によって賄われていること。

公債残高は、累積の一途をたどり、令和元年度末の普通国債残高は、897兆円に上ると見込まれている。特例公債の発行から脱却することのできた平成2年度末以降の普通国債残高の累増は、歳出では高齢化の進行等に伴う社会保障関係費の増加や地方交付税交付金等の増加が主要因となっている。歳入面では、過去の景気の悪化や減税による税収の落ち込みが主要因となっている。

「社会保障関係費」

(1) 社会保障関係費の増加

(1990年度から、22.4兆円増加)

少子高齢化は何をもたらすか？ということについて、高齢化（率）の進展により、社会保障給付費は、今後も急激な増加が予想され、その費用等の負担を将来世代に付回しという現状を

改善するため、「社会保障と税の一体改革」を行なっている。目的やどのようなことをやっているかも話された。

「査察制度の目的」

○大口・悪質な脱税者を検察官に告発して刑事責任を追及する

○一罰百戒敵効果を通じて納税道義の高揚を図り、申告納税制度を守る“最後の砦”としての役割を果たす

「脱税に対する税務調査」

“脱税” 査察調査の事務手順、また、「査察制度の概要」についても事例を交えながら話されました。

「生前一樽の酒」

最後に、中唐の詩人・白居易の詩から…

『勸酒』 身後堆金拄北斗不如生前一樽酒

意味：（天地日月は長久であるが、人の命は果敢ないものだ、死後に天上の星を柱えるほど金寶を積まんよりは、生前の一樽の酒の方が遙かに勝っている）になぞらえて【生前、脱税をして悪銭をため込むよりは、正しく納税し、社会に貢献した方が人の理にかなっている】と結ばれました。

【Part 2】Ⅱ

東京と縁のある話（うふあがり島）

素敵な写真を通し、大変に内容の濃い（大東島）のお話も良かったです。

長時間、本当に有難うございました。



新年賀詞交歓会



宮島会長の年頭の辞

令和2年1月9日（木）中野サンプラザ

皆様、明けましておめでとうございます。

年初めのお忙しいなか、大久保署長様始め、中野税務署の幹部の皆様、また、多くのご来賓の皆様にお越しいただきまして、誠にありがとうございます。会員の皆様におかれましては、日頃から法人会活動にご協力いただき、また、本日は、このように多くの皆様に出席していただきまして、重ねてお礼申し上げます。

年頭に当たり、少しお話させていただきます。

令和2年の新年を皆様、お健やかに迎えになったことと思います。

昨年は、平成から令和へと元号が変わり、消費税の増税など、会員企業の皆様も大変ご苦労をされたと思いますが、何とか無事に新しい年を迎えることができました。

今、日本を取り巻く経済環境は、米中関係の悪化・アメリカ対イランの問題・日韓関係の悪化など大変難しい年の始めとなっています。

しかし、今年は何といても「オリンピック・パラリンピックの年」という事で、大変に楽しみな年でもあります。今回、日本では、2度目の開催となりますが、前回（昭和39年）は、私は小学生でした。大空の五輪や水泳競技など、とても良い思い出となっております。今回も、時代を担う子供達にとって、良い体験になったらなあと思っております。

アスリートの皆様の活躍に期待をしておりますし、勇気と活力をいただき、様々な良い刺激のある躍動的な年になるのではないかと期待しております。

中野区でも、新体育館が完成し、卓球競技の公式練習場として活用されると聞いておりますので本当に楽しみです。

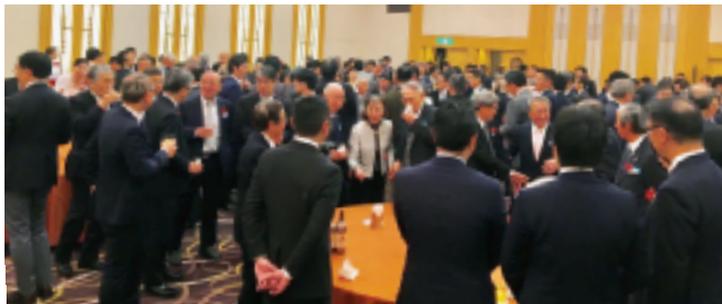
また、中野駅周辺再開発の事業者が、今年決定されます。こうした計画が、いよいよ実行に向けて一歩前進する年です。そのほか、中野駅エリアマネジメント研究会が始まり、中野区内全体を盛り上げる動きや、明治大学の教授の皆様を核に、中野ダイバーシティプラットホーム（NDP）が始まっています。これは、ダイバーシティ先進区を目指し、行政+区民+経済界が協力して推進する活動です。今後、皆様に大いに情報を発信して参りたいと思っております。また、ご都合が宜しければ是非、積極的にご参加願います。

さて、中野法人会ですが、今年も会員・役員の皆様と協力して、本部事業である「各種研修会や講演会・厚生事業（バス研修会・支部対抗ゴルフコンペ・支部対抗ボウリング大会等）」や支部活動である「税務研修会や支部独自企画の厚生事業」、並びに青年部会の「税金クイズや租税教室」、女性部会の「研修会や税に関する絵はがきコンクール」、源泉研究部会の「研修会や税の川柳コンクール」等、三部会の活動も大いに盛り上げていただきたいと思います。

そして、楽しい法人会活動を通して、多くの仲間を増やして頂きたいとお願いいたします。現在、約2,000社の会員ですが、今年こそ純増となるよう皆様のご協力をお願いいたします。本日もご参加いただいた皆様が、お一人一社を勧誘していただければ増強可能になりますので、皆様のご協力を切にお願いいたします。

最後に、本日も参加の皆様のご健勝並びにご事業のご繁栄を祈念いたします。そして、皆さまにとって素晴らしい一年となりますよう心から祈念いたします。

本年もどうぞ宜しくお願い申し上げます。



第3部 祝賀パーティの様子

祝 辞



中野税務署
大久保署長

明けましておめでとうございます。

御紹介いただきました中野税務署の大久保でございます。

令和2年の新春を迎え、公益社団法人中野法人会の皆様に謹んで新年のお慶びを申し上げます。

旧年中は、宮島会長をはじめ、役員並びに会員の皆様には、税務行政に対しまして、深いご理解と多大なる御協力を賜りましたことに、厚く御礼申し上げます。

貴会におかれましては、各種説明会・講演会等の開催はもとより、小学生を対象とした「税に関する絵はがきコンクール」や「租税教室」の開催など、租税教育活動、税の啓蒙活動に熱心に取り組まれ、正しい税知識の普及と納税道義の高揚にご尽力されおりますことに、心から感謝申し上げます。

今後とも活発な会活動を通じて、企業経営と地域社会の健全な発展のために御活躍されますことをご期待申し上げます。

さて、間もなく令和元年分の所得税等の確定申告の時期を迎えます。

会員の皆様方には、マイナンバーカード方式、IDパスワード方式を利用したe-Taxでの申告を、是非、お願いいたします。

なお、2月17日から3月16日までの申告書作成会場は、昨年同様、JR新宿駅新南エリアの「ルミネZERO」に設置することにしております。この期間中は中野税務署内に申告書作成会場はございませんので、会員の皆様のみならず、地域の皆様への周知の御協力をお願いいたします。

結びに当たり、中野法人会の更なる御発展並びに会員の皆様にとりまして、新しい年が幸多い年となりますよう心から御祈念申し上げまして、新年の御挨拶とさせていただきます。



～多くの皆様にご参加頂きました～



～～～ 第10支部の皆様 ～～～



～～～ 大久保署長と… ～～～

ANTENNA by NakanoHoujinkai ㊦

▶ランニングフェスタ2020



仲間や家族と楽しめるイベントやグルメが満載！大満足の日を遊びつくそう！



●会場案内・コース



『第34回中野通り桜まつり』に参加予定

桜満開、晴天、無事故で大成功で！
(令和2年4月3・4・5日 於：新井薬師公園)

◆『公益社団法人・第九回通常総会』開催ご案内◆

- 日時：令和2年5月12日(火) 午後3時30分より受付 午後4時開会
第一部『社員総会』(午後4時～) 13F スカイルーム
第二部『感謝状贈呈式』(午後5時15分～) 13F スカイルーム
第三部『懇親パーティー』(午後6時10分～) 13F コスモルーム
- 会場：中野サンプラザ 1. 会費：8,000円 (第三部出席者のみ)

祝 辞



中野都税事務所
内藤 所長

皆様、明けましておめでとうございます。

東京都中野都税事務所長の内藤でございます。

本日は、公益社団法人中野法人会の「新年賀詞交歓会」にお招きいただき、誠にありがとうございます。

旧年中は、宮島会長をはじめ会員の皆様方には、都政全般にわたり、深い御理解と御協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

また、当所の税務行政に対しましても、都税広報記事の会報への掲載や、各種イベントでの広報協力、適正な申告納付や、電子申告の推進活動など、格別の御協力をいただいておりますことに、重ねて御礼申し上げます。

さて、令和二年を迎え、オリンピック・パラリンピックイヤーが幕を開けました。競技会場の整備は順調に進み、ボランティアの皆様にも「おもてなし」の準備を重ねていただいております。

また、昨年行われた、ラグビーワールドカップ2019における、大会運営の貴重な経験と、多くの皆様の繋がりによるオールジャパンの一体感を、東京2020オリンピック・パラリンピック大会の成功へと繋げてまいります。

また、都では、未来への投資を果敢に推し進め、東京・日本の持続的な発展のために、昨年末に「未来の東京」戦略ビジョンを示しました。この様々な戦略ビジョンを土台として、我が国の発展を力強くけん引する「成長」と、長寿社会において、誰もが安心して暮らし、いきいきと活躍できる「成熟」が両立する輝かしい未来を、都民の皆様と共に築いてまいります。

多くの課題を乗り越え、誰もがいきいきと活躍できる東京を実現する上で、皆様から納めていただく都税は大切な財源となります。皆様からの御協力をいただきながら、都税収入の確保に一層努めるとともに、中小企業支援対策や環境対策など、税制面からの支援も継続してまいります。

中野都税事務所といたしましても、本年も納税者の皆様の立場にたち、親切できめ細かい対応を心がけながら、適正かつ公平な税務行政の推進と、効率的な事務運営に努めてまいります。

結びに、新しい年が公益社団法人中野法人会にとりまして、更なる飛躍の年となりますよう、また、会員の皆様方の御健勝と御活躍を心から祈念いたしまして、新年の挨拶とします。

本年もどうぞよろしく願いたします。



酒井 区長

皆様、明けましておめでとうございます。本日は、中野法人会の新年賀詞交歓会にお招き頂きまして有難うございます。

法人会の皆様には、昨年も税の啓発という事で様々な活動をしていただき、この場をお借りして心からお礼申し上げます。

「租税教室」も大変熱心にごやっただいており、私、昨年も伺いましたが、明後日の土曜日、北原小学校で行なわれる「租税教室」に伺う予定です。

先ほど、宮島会長からも話がありましたが、今年は、オリンピック、パラリンピックがあります。私も今からとても楽しみです。新体育館を、卓球の公式練習場に使用していただける事も嬉しく思っております。オリンピック、パラリンピックを機に、平和の森公園一体は変わりますが、今年は、特に中野駅周辺が動き出します。再開発に向けて事業者も決定致しますし、既に、様々に動き出しております。

また、先ほど、中野駅周辺エリアマネジメントについても宮島会長から話がありましたが、私共と区民の皆様、そして経済界の皆様が協力して推進してこそ実現可能なことですので、どうか皆様のご理解とご協力を宜しく願いたします。

今、令和2年度予算の準備をしているところでございます。皆様からお預かりした税金を大切に無駄にすることなく、中野の街づくりをするためにしっかりと活用させて頂きたいと思っております。中野法人会の皆様には、中野のまちづくりや税の啓発活動等、大変お世話になりますが、どうぞ本年も宜しく願いたします。

本日は、大変に有難うございました。



知っとくと **得** 情報 = 税の豆知識 =

税理士

山岡 修治

〒101-0047
千代田区内神田 1-2-2
小川ビル7階
神田合同税理士事務所
TEL 03(3518)2711(代)
FAX 03(3518)2712
携帯 090(2212)0306
e-mail higumasy@d6.dion.ne.jp



今回の知っとくと得情報は、2017年（平成29年）5月に成立した「民法（債権関係）の一部を改正する法律」が2020年4月1日から施行されますので、その内容について説明いたします。民法には契約等に関する最も基本的なルールが定められており、我々の生活に密着しておりますので、この法律が改正された背景や内容を何回かに分けて説明いたします。

民法（債権関係）の一部を改正する法律

2017年（平成29年）5月に「民法の一部を改正する法律」が成立し、2020年4月1日から施行されることになっております。

民法には契約等に関する最も基本的なルールが定められており、この部分については「債権法」などと呼ばれております。この債権法については1896年（明治29年）に制定されてから約120年間にわたり実質的な見直しがほとんど行われていませんでした。

今回の改正では、

- 1 120年間の社会経済の変化への対応を図るために実質的にルールを変更する改正と、
- 2 現在の裁判や取引の実務で通用している基本的なルールを法律の条文上も明確にし、読みやすくする改正を行っています。

この改正は、基本的に、**一括して令和2年（2020年）4月1日が施行日**となっています。

なお、施行日には次の2つの例外があります。

施行日における二つの例外

1 定型約款について（例外）

定型約款に関しては、施行日前に締結された契約にも、改正後の民法が適用されますが、**施行日前（令和2年（2020年）3月31日まで）に反対の意思表示をすれば、改正後の民法は適用**

されないこととなります。この反対の意思表示に関する規定は平成30年（2018年）4月1日から施行されます。

（注）

- (1) 反対の意思表示がされて、改正後の民法が適用されないこととなった場合には、施行日後も改正前の民法が適用されることとなります。

もともと、改正前の民法には約款に関する規定がなく、確立した解釈もないため、法律関係は不明瞭と言わざるを得ません。改正後の民法においては、当事者双方の利益状況に配慮した合理的な制度が設けられていますから、**万一、反対の意思表示をするのであれば、十分に慎重な検討をする必要があります。**

- (2) 契約又は法律の規定により解除権や解約権等を現に行使することができる方（契約関係から離脱可能な者）は、そもそも、反対の意思表示をすることはできないこととされています。

- (3) 反対の意思表示は、書面やメール等により行う必要があります。

2 公証人による保証意思の確認手続について（例外）

事業のために負担した貸金等債務を主たる債務とする保証契約は一定の例外がある場合を除き、事前に公正証書が作成されていなければ無効となりますが、施行日から円滑に保証契約の締結をすることができるよう、**施行日前から公正証書の作成を可能**とすることとされています。

この規定は**令和2年（2020年）3月31日から施行**されます。



一部改正が行われた理由

民法の債権関係の規定（契約等）は、**明治29年（1896年）に民法が制定された後、約120年間ほとんど改正されていませんでした。**

この間、わが国の社会・経済は、取引量の増大、取引内容の複雑化・高度化、高齢化、情報伝達手段の発展など、様々な面で大きく変化していますので、取引に関する最も基本的なルールを定めている民法の規定を社会・経済の変化に対応させる必要がありました。また、民法が定める基本的なルールの中には、裁判や取引実務で通用していても、条文からは読み取りにくいものが少なくなく、法律の専門家でない国民一般にとって、基本的なルールが分かりにくい状態となっていました。

そこで、民法のうち債権関係の規定について、取引社会を支える最も基本的な法的基礎である契約に関する規定を中心に、**社会・経済の変化への対応を図るための見直しを行うとともに、民法を国民一般に分かりやすいものとする観点から実務で通用している基本的なルールを適切に明文化することとしました。**

改正の内容について

- ①重度の認知症などにより**意思能力（判断能力）**を有しないでした法律行為は無効であることが明記されています。
 - ②債権の譲渡について、譲渡時に現に存在する債権だけでなく、**譲渡時には発生していない債権（将来債権）**についても、譲渡や担保設定ができることが明記されています。
 - ③**貸貸借に関する基本的なルール**として、**敷金**は貸貸借が終了して貸貸物の返還を受けたときに賃料等の未払債務を差し引いた残額を返還しなければならないこと、賃借人は通常摩耗（賃借物の通常の使用収益によって生じた摩耗）や経年変化についてまで**原状回復の義務**を負わないことなどが明記されています。
- 各説明内容の出典は、法務省民事局参事官室のホームページからです。
- 次回は、民法（債権関係）改正の詳細をお伝えいたします。

「春分の日」（2020年は3月20日（金））

春分の日は季節区分の一つですが、年によって日付が変わるとい
う厄介な点があります。春分の概
要をまとめると次のとおりです。



- ①1年を24区切りにした季節区分「二十四節気」のうちの一つ
- ②春分の日には地球から見た太陽の位置が特定の点（春分点）を通る瞬間の日
- ③昼の長さや夜の長さがほぼ等しい
- ④国民の祝日として定められている
- ⑤「春のお彼岸」は春分の日を中心に前後3日間の1週間（2020年は3/17～3/23）です。

3月の税務と労務

- ・国税／令和元年分所得税の確定申告
2月17日～3月16日
- ・国税／個人の青色申告の承認申請
3月16日
- ・国税／贈与税の申告
2月1日～3月16日
- ・国税／2月分源泉所得税の納付
3月10日
- ・国税／個人事業者の令和元年分消費税の確定申告
3月31日
- ・国税／1月決算法人の確定申告（法人税・消費税等）
3月31日
- ・国税／7月決算法人の中間申告
3月31日
- ・国税／4月、7月、10月決算法人の消費税の中間申告（年3回の場合）
3月31日
- ・地方税／個人の都道府県民税、市町村民税、事業税（事業所税）の申告
3月16日

4月の税務と労務

- ・国税／3月分源泉所得税の納付
4月10日
- ・国税／2月決算法人の確定申告（法人税・消費税等）
4月30日
- ・国税／8月決算法人の中間申告
4月30日
- ・国税／5月、8月、11月決算法人の消費税の中間申告（年3回の場合）
4月30日
- ・地方税／給与支払報告に係る給与所得者異動届の提出
4月15日
- ・地方税／固定資産税（都市計画税）の第1期分の納付
4月中において市町村の条例で定める日
- ・地方税／土地・家屋価格等縦覧帳簿の縦覧
4月1日～4月20日又は最初の固定資産税の納期限のいずれか遅い日以後の日までの期間
- ・地方税／自動車税の納付
5月中において都道府県の条例で定める日

税 務 署 だ よ り

令和2年1月14日以後、法人番号等の 公表時期が変わります！

これまでに比べて
早く公表されるよ！



令和元年11月に「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律施行令」が改正され、法人番号等の公表時期が、次のとおり変更されました。

改正の概要

国税庁では、法人番号の指定を受けた法人等の①商号又は名称、②本店又は主たる事務所の所在地、③法人番号（以下「基本3情報」といいます。）を「国税庁法人番号公表サイト」において公表しています。

これまで基本3情報は、法人番号を指定し、その法人に対し**法人番号を通知した後、速やかに**公表することとされていましたが、今般の改正により、**法人番号を指定した後、速やかに**公表することとされました。

なお、人格のない社団等は、従来どおり、その代表者又は管理人が同意している場合に限り、基本3情報が公表されます。

この改正は、**令和2年1月14日以後**の公表について適用されます。

改正前

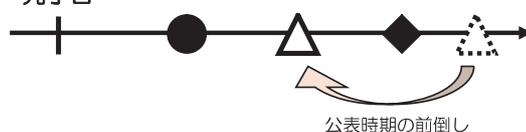
【設立登記法人の例】



公表時期・・・設立登記完了日の3～4稼動日後

改正後

設立登記完了日 ①指定 ②公表 ③通知



公表時期・・・設立登記完了日の1～2稼動日後

法人番号のことなら国税庁法人番号公表サイト

法人番号に関する最新情報のほか、法人番号の検索・閲覧もこちらのサイトで行えます。



法人番号公表サイト

検索

国税庁法人番号公表サイト <https://www.houjin-bangou.nta.go.jp/> にアクセス

R1.11

 国税庁
法人番号 7000012050002

税務署だより

クレジットカード納付手続の流れ

◎手続きの流れ

専用サイトへのアクセス

1

インターネットの利用が可能なパソコン、スマートフォン及びタブレット端末から、「国税クレジットカードお支払サイト」へアクセスし、注意事項等を確認



納付情報等の入力

2

氏名・住所・納付する国税の税目や納付税額等、納付に必要な情報を入力

3

クレジットカード番号、有効期限、支払方法、セキュリティコードを入力

納付手続完了

4

入力内容を確認した上で、「納付」ボタンをクリック

◎ご利用にあたっての注意

①納付税額に応じた決済手数料がかかります。

納付税額	決済手数料(税抜)
1円～10,000円	76円
10,001円～20,000円	152円
20,001円～30,000円	28円
30,001円～40,000円	304円
40,001円～50,000円	380円

※以降、10,000円を超えるごとに決済手数料76円(消費税別)が加算されます。

②領収証書は発行されません。

③その他の注意事項等については、国税庁ホームページでお知らせしておりますのでご覧ください。

国税庁 検索 



手続の詳細のほか、税に関する情報については、国税庁ホームページ (<https://www.nta.go.jp>) をご覧ください。

2020年度 国税専門官募集

Pride of the Specialist ～ 公平な世の中を創る、志～
適正かつ公平な賦課及び徴収の実現を、我々と一緒に目指してみませんか。

国税専門官は、国税局や税務署において、税務のスペシャリストとして法律・経済・会計等の専門知識を駆使して適正な課税を維持し、また、租税収入を確保するための事務を行います。

- ◇ 受験資格
 - 1 平成2年4月2日～平成11年4月1日生まれの者
 - 2 平成11年4月2日以降生まれの者で次に掲げるもの
 - (1) 大学を卒業した者及び令和3年3月までに大学を卒業する見込みの者
 - (2) 人事院が(1)に掲げる者と同等の資格があると認める者
- ◇ 申込手続
 - 1 申込方法：インターネット申込み
人事院ホームページ上の申込専用アドレスを御利用ください。[<http://www.jinji-shiken.go.jp/juken.html>]
 - 2 受付期間：令和2年3月27日(金)9時～令和2年4月8日(水) [受信有効]
 - 3 受験案内交付期間：令和2年2月3日(月)～令和2年4月8日(水) 9時～17時(土・日曜日及び祝日を除く。)
 - 4 受験案内交付場所：東京国税局又は最寄りの税務署若しくは人事院各地方事務局(所)
(注)人事院ホームページからもダウンロードすることができます。[<http://www.jinji.go.jp/saiyo/saiyo.htm>]
- ◇ 試験日
 - 第1次試験 令和2年6月7日(日)
 - 第2次試験 令和2年7月8日(水)～令和2年7月17日(金)のうち指定された日時

(注) 詳細については、お気軽に東京国税局人事第二課試験係(TEL 03-3542-2111 内線2163)までお尋ねください。



都 税 だ よ り



中野都税事務所

便利な電子申告・電子納税等をご利用ください!

東京都では、現在、法人事業税・地方法人特別税・法人住民税、23区内の事業所税、23区内の固定資産税（償却資産）について、eLTAX（地方税ポータルシステム）を利用した電子申告等の受付を行っています。東京都で現在利用できる手続きは下表のとおりです。

法人事業税・都民税 地方法人特別税	事業所税 (23区内)	固定資産税(償却資産) (23区内)
電子申告 予定申告 中間申告 確定申告 均等割申告 修正申告 清算確定申告 等	電子申告 納付申告 修正申告 免税点以下申告 事業所用家屋貸付等申告	電子申告 償却資産申告
電子申請・届出 法人設立・設置届出 異動届出 延長申請・届出 減免申請 連結承認届出 等	電子申請・届出 事業所等新設廃止減免申請 みなし共同事業に関する明細 等	
電子納税 本税 延滞金 加算金 見込納付(確定申告分のみ)	電子納税 本税 延滞金 加算金	



●eLTAXのご利用時間●

【各手続きの受付時間】 平日 8時30分～24時（土・日・休日、年末年始12/29～1/3を除く）

●利用手続きについてのお問い合わせ●

【eLTAX ホームページ】 <http://www.eltax.lta.go.jp>



【eLTAX ヘルプデスク】 0570-081459（左記の電話が繋がらない場合:03-5521-0019）
平日 9時～17時（土・日・休日、年末年始12/29～1/3を除く）

●申告内容や納税についてのお問い合わせ●

【電子申告、電子申請・届出】

- 新宿都税事務所（法人事業税・地方法人特別税・法人住民税・事業所税） ☎ 03-3369-7151（代）
- 中野都税事務所（固定資産税（償却資産）） ☎ 03-3386-1118（直通）

【電子納税】

- 中野都税事務所 徴収管理班 ☎ 03-3386-0649（直通）

●国税の電子申告・電子納税等については

e-Taxホームページ（<http://www.e-tax.nta.go.jp/>）をご覧ください。



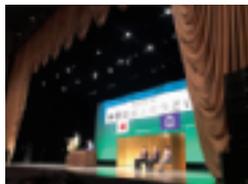
中 野 区 だ よ り

2020 中野区成人のつどい

（1月13日 於：サンプラザホール）



会場のサンプラザ前



式典:酒井区長・高橋議長 他



実行委員の皆様



酒井区長



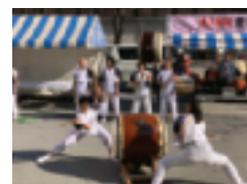
高橋議長



～～～ 会場のサンプラザ前 ～～～



会場内では…



～～ 中野駅前では“祝い餅つき大会”～～



行動する法人会

— 令和2年度税制改正に関する提言 —

自 民 党

予算・税制等に関する政策懇談会(税務・中小企業)
10月31日

財政・金融・証券関係団体委員長 村井 英樹 氏



公 明 党

税制改正要望等ヒアリング 11月5日

財政金融部会長代理 熊野 正士 氏



共 同 会 派

財務金融合同部会ヒアリング 11月20日

末松 義規 氏 古川 元久 氏



奈須野事業環境部長(左から2番目)

財 務 省

10月17日

財務副大臣 藤川 政人 氏



左から 藤川副大臣

国 税 庁

表敬訪問 12月18日

長官 星野 次彦 氏 次長 田島 淳志 氏
課税部長 重藤 哲郎 氏



右手前から 重藤課税部長、星野長官、田島次長

中 小 企 業 庁

11月14日

事業環境部長 奈須野 太 氏



奈須野事業環境部長(左から2番目)



中野法人会は、11月に長妻・松本・鈴木衆議院議員、酒井区長、いでい議長に提言書を送付しました。

部 会 だ よ り

《女性部会》

◆ 税に関する絵はがきコンクール展示一覧 ◆

展示場所	展示期間
中野区役所1階ロビー	令和元年12月11日(水)～ 令和元年12月17日(火)
中野マルイ2階展示スペース	令和元年12月24日(水)～ 令和2年 1月14日(火)
中野サンプラザ1階イベントスペース	令和2年 2月10日(月)～ 令和2年 2月17日(日)
西武信用金庫本店	令和2年 1月15日(水)～ 令和2年 3月29日(日)
西武信用金庫中野北口支店	令和2年 1月15日(水)～ 令和2年 3月29日(日)
西武信用金庫南中野支店	令和元年12月24日(水)～ 令和2年 3月31日(火)
夢通り (ガード下ギャラリー)	令和元年12月28日(土)～ 令和2年 1月31日(金)



(於：西武信用金庫中野北口支店)



(於：サンプラザ1階)



高野部会長



(於：中野マルイ2階展示スペース)

《女性部会》

◆ チャリティクリスマスの夕べ ◆ (於：ウェストフィフティースード・日本閣)



～～～～～ 12月3日「女性部会主催：クリスマスの夕べ」多くの皆様にご参加して頂きました ～～～～～

《源泉研究部会》

◆ 税の川柳コンクール反省会 ◆

(12月5日 於：ウェストフィフティースード・日本閣)



“来年も今回を上回る応募に期待！！”

《青年部会 第522回研修会》

◆ 租税教室・講師養成研修 ◆

(12月6日 於：法人会館 2階 会議室)



講師：渋谷税務署 米谷広報公聴官様

◆ 「新年初顔合せ会」を開催 ◆

(1月17日 於：ウェストフィフティースード・日本閣)

冒頭、根本部会長は年頭の抱負を熱く語り、青年部会は素晴らしいスタートをきりました。



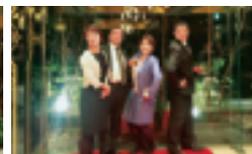
挨拶：根本部会長



乾杯：高野相談役



～～～～～ 全員、今年の抱負を話して頂きました ～～～～～



～～～～～ 多くの皆様に参加して頂き素晴らしいスタートを致しました ～～～～～

活発な社会貢献活動を展開!!

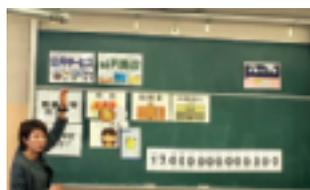
青年部会独自で“租税教室”を実施!(北原小学校に酒井区長が…)

1月11日(土)(区立上鷲宮小学校6年1・2組(合同))



～～～ 講師:吉永氏 アシスタント:根本様・大滝氏 税金カルタ:滝口氏 最後の挨拶:滝口氏 ～～～

1月11日(土)(区立北原小学校6年1・2組(合同))



～～ 講師:根本様 アシスタント:吉永氏・内山氏・荒木様 税金カルタ:滝口氏 最後の挨拶:滝口氏 ～～～

1月11日(土)(区立中野第一小学校6年1・2組(合同))



～～～～ 講師:米持氏 アシスタント:佐野氏 税金カルタ:古田氏 最後の挨拶:谷津様 ～～～～

1月11日(土)(区立桃園第二小学校6年1・2組(クラス別))



～～～～～～ 講師:鳥居氏・渡邊氏 税金カルタ&最後の挨拶:柴野氏・竹下氏 ～～～～～

1月31日(金)(区立白桜小学校6年1組(クラス別))



～～～ 講師:内山氏 アシスタント:根本様・米持氏 税金カルタ:竹下氏 最後の挨拶:渡邊氏 ～～～

1月31日(金)(区立白桜小学校6年2組(クラス別))



～～～ 講師:加藤氏 アシスタント:根本様・米持氏 税金カルタ:滝口氏 最後の挨拶:米持氏 ～～～

大抽選会，喜びの笑顔・・・

